

道の駅しやり出店要項

1. 目的

この要項は、道の駅しやりテラス等の活用を通して、道の駅しやり及び周辺の賑わいを創出し、交流人口の増大と観光・産業の振興を図るとともに、町民や町内業者による起業や新たな産業の創出の場となることを期待し、当駅の出店に関し必要な事項を定める。

2. 出店場所

- (1) 道の駅しやり屋外テラス

3. 出店可能日

- (1) 出店可能日は、休館日(12/30～1/5)を除く全ての日。ただし、次に掲げる場合には、営業を認めない、又は出店の許可を取り消す場合があります。
 - ① イベント等の実施により、出店を認めることが困難と判断したとき。
ふらっとナイト、ねぷた祭りに係る期間、町民盆踊り大会など
 - ② 緊急の工事等により、支障があると認めたとき。
 - ③ 災害対応、感染症防止等の措置を講じるため必要と認めたとき。
 - ④ 町・当駅が特に必要と認めたとき。
 - ⑤ 上記により、出店の許可を取り消した場合には、別の日に出店が可能な場合には振替えますが、それ以外の場合には使用料は還付します。ただし、材料費、人件費、売上げなど一切の損失については、補填或いは保証はいたしません。

4. 出店可能時間

- (1) 出店可能時間は、上記可能日の次とする。
 - ① 原則、午前9時から午後7時まで。
 - ② ただし、イベントの実施がある場合はこの限りではない。

5. 出店資格

- (1) 原則として地場産品を活かした商品を販売する町内出店者を優先し、道の駅しやりの出店者にふさわしいものを選定します。
- (2) 出店する法人又は代表者若しくは個人が次に該当する場合には、出店できません。
 - ① 制限能力者(成年被後見人、被保佐人、被補助人及び未成年者)
 - ② 破産者であって、復権していない者
 - ③ 銀行取引停止処分を受けている者
 - ④ 懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行が終わっていない者
 - ⑤ 禁錮以上の刑に該当する罪を犯した容疑をもって拘留又は起訴された者で判決が確定していない者及び有罪判決を受け、刑期又は執行猶予期間が満了していない者
 - ⑥ 申込業種について、申込日から過去3年以内に食品衛生法に基づく行政処分を受けた者
 - ⑦ 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れがあると認められた者
 - ⑧ 税及び地方税を滞納している者

- ⑨ 暴力団関係者及びその繋がりがあるとされる者
- ⑩ 政治性、宗教性のある事業者
- ⑪ 公序良俗に反する者及び各種法令等に違反している者

6. 出店形態及び区画

- (1) 原則として、移動販売車両1台及びテント一張りを1出店者とする。
- (2) 原則として、1出店者に対して区画を定め、出店位置は管理者により決定する。
- (3) 区画の転売、又貸しはできない。
- (4) 屋内については、都度協議して決める。

7. 出店内容

- (1) 原則として、その場で食べて頂く食品の提供とし、取り扱う食品は、斜里町の地場産品及び特産品、又はそれらを使用したものとする。
- (2) 原則として、物販は斜里町の地場産品、斜里町で製造された商品、または斜里町のPRに繋がる商品とする。
- (3) 当駅が期間を限定し観光・産業の振興を図ること及び周辺の賑わいの創出を目的として出店を募集する場合、又は申請によりイベントの開催を認めたときは、上記の(1)、(2)の条件を除外することができる。

8. 出店方法

- (1) 出店を希望する場合は、登録申請書及び出店申込書に必要事項を記入し、添付書類を付けて届け出るものとする。
- (2) 添付書類とは、誓約書及び登録申請書記載されている許可証等の写しを添付すること。
- (3) 一般出店の申し込みは、出店希望日の2か月前から受け付ける。特別な事情を除き1週間前に確定する。
- (4) 出店の流れ 出店申請書提出⇒予約調整⇒結果通知⇒使用料納付⇒出店予約確定⇒出店
- (5) 出店をキャンセルする場合は、必ず事前に連絡する。
- (6) 提出先 道の駅しやり 〒099-4112 斜里町本町37番地 Tel 0152-26-8888

9. 出店の決定及び通知

- (1) 出店申込書の内容を基に、当駅が決定する。
- (2) 決定次第1週間前までに事前に確認した通知方法で決定のお知らせいたします。

10. 出店料(1区画1出店者につき) 町内業者、町外業者

- (1) 繁忙期 7月～9月及びゴールデンウィーク(4/29～5/5)
町内業者 / 町外業者
 - ・ 土日、祝日 4,000円／日、5,000円／日
 - ・ 平 日 2,000円／日、3,000円／日
 - ・ 夜 間 1,000円／H 午後5時から午後7時まで
- (2) 平常期 5月(ゴールデンウィーク除く)～6月、10月

町内業者 / 町外業者

- ・ 土日、祝日 3,000円／日、4,000円／日
- ・ 平 日 1,000円／日、2,000円／日
- ・ 夜 間 1,000円／H 午後5時から午後7時まで

(3) 閑散期 11月～1月、2月、3月

町内業者 / 町外業者

- ・ 土日、祝日 2,000円／日、3,000円／日
- ・ 平 日 1,000円／日、2,000円／日
- ・ 夜 間 1,000円／H 午後5時から午後7時まで

※ 夜間使用は、原則としてイベント使用時に限る。

※ イベントに参加する出店者1件ごとに出店料が発生し、イベント主催者が取りまとめ支払う。

(4) 出店料は、原則事前に払うものとする。

(5) 悪天候などにより途中営業を中止する場合は、3時間以内を半日と定め、納入金額の半分を返還する。

11. 減免について

- (1) 町または町の機関が主催、あるいは共催する事業で使用するとき。
- (2) 町内の公共団体が営利を目的としない利用をするとき。
- (3) その他、町長、管理者が特に必要と認めたとき。
- (4) 減免額については、管理者が決める。

12. 出店に必要な許可関係

食品を販売するにあたり、次に掲げるすべてを満たしていることが必要です。

- (1) 食品衛生法に基づく営業許可を有していること。
- (2) 生産物賠償責任保険(PL保険等)に加入していること。
- (3) 営業許可書等は見えるように掲示する。
- (4) 出店申込者と営業許可証を受けた者が同一であること。

13. 営業の許可条件

出店にあたり、次に掲げる事項について遵守してください。

- (1) 使用許可時間は厳守してください。なお、完売により閉店する場合の撤収については、道の駅の指示を受けてください。
- (2) 火気を使用する場合には、出店日前までに消防署と協議し必要な届出及び消化器具の設置をしてください。
- (3) 食品衛生法その他関係法令等を遵守してください。
- (4) 申請時に登録した販売品目以外の販売はしないでください。
- (5) 出店の申請をしたキッチンカー等を無断で変更することはできません。
- (6) 出店を取止める場合には速やかに報告するとともに、自店が利用しているホームページやソーシャルメディア媒体で告知してください。
- (7) 出店に係る権利は、他人に委託し又は譲渡することはできません。
- (8) 調理に使う水や販売に係るものは出店者各自で用意する。施設の水道使用は必要最低限にすること。冷凍食材の解凍や器具類の洗浄での使用は禁止する。
- (9) 原則、当駅の電気の使用はできないものとするが必要とする場合は、電気代を支払う。

- (10) 営業に必要な発電機等が必要な場合には、低公害、低騒音な機器を使用するとともに事故防止に必要な対策を講じるものとし、コード等に人が引っ掛けからないよう養生するなど安全に万全を期すこと。
- (11) 原則、販売中はキッチンカーのエンジンは停止してください。
- (12) 出店中にスピーカー等を使用してBGMを流すことはできません。
- (13) 従事者には、道の駅利用者に不快な印象を与えることないよう接遇研修をおこなうなど、常に良好なサービスを提供できる体制を整えてください。
- (14) 室内の火器使用については、煙及び臭いが館内に影響が出るものはできない。
- (15) 出店に際しての事故、苦情等については出店者がその責任の一切を負うものとします。また、不測の事態等が生じた場合には、誠実かつ適切な対応をするとともに、その情報を道の駅案内報告すること。
- (16) この要項又は公序良俗に反する行為及び出店を許可することが適切でないと認めるとときは、出店の許可を取消すことがあります。なお、この場合に出店者に損害が生じても当駅は補填、賠償等の責任は一切負いません。
- (17) この要項に記載のない事項であっても、当駅が必要な措置と認めたときは、その指示に従ってください。

14. ゴミの処理及び周辺の清掃について

- (1) 発生したゴミなどは出店者が持ち帰ること。
- (2) 出店者はゴミ箱を利用者のわかりやすい位置の必ず設置すること。
- (3) 販売した商品から発生したゴミを周辺に捨てることのないよう、十分に周知すること。
- (4) 出店後は自店スペース及び周辺の清掃を行うこと。

15. 事故等について

- (1) 提供の商品や販売上の事故、クレーム、トラブルの責任は、出店者の自己責任となり、一切の責任は負わない。
- (2) お客様からのクレーム多発や出店のルールを守らない場合は、出店途中であっても中止し、以降の申込についても許可しない。
- (3) 管理者が出店内容を不適切と判断した場合には出店を中止させ、出店料の返還はしない。
- (4) 施設の破損や施設を汚した場合は、原状復帰すること。

16. その他

- (1) 施設の水道使用は必要最低限にすること。冷凍食材の解凍や器具類の洗浄での使用は禁止する。
- (2) テントや備品等が風で飛ばないよう、十分管理する。
- (3) その他、管理者の指示する事項を厳守すること。
- (4) 感染症蔓延防止対策を実施する場合は、下記の事項を遵守してください。
 - ア 従事者の検温及び体調確認をおこなってください。
 - イ 従事者のマスクの着用や飛沫防止シートの設置してください。
 - ウ 待機列間隔の維持を周知する掲示してください。また、可能な限り列間隔の目印の設置をしてください。
 - エ 施設、器具等の清掃或いは消毒を適宜おこなってください。
 - オ 購入口に消毒液を設置してください。

17. 注意事項

この募集に伴うにあたり、次の事項についてご留意ください。

- (1) 熱い飲料等については、ふたが付いたものであること。
- (2) 原則、車外での調理等は厳禁としますが汚損対策を講じる場合はそう限りではない。
事前に管理者にご確認ください。
- (3) 上記に定めがないものであっても、周辺での販売品目と重複し影響が大きいと思慮される場合、当駅利用者からの臭気(発電機からの排気ガス、騒音を含む。)或いはごみの飛散等の苦情などにより、販売することが適切でないと思慮されるときは、販売の中止を求める場合があります。
- (4) 申請に必要な経費については、申請者の負担となります。
- (5) 申請者が多数の場合など、出店が確約されるものではありません。
- (6) 出店者同士のトラブルにつきまして、当駅は一切関与いたしません。

道の駅しゃりテラス等登録申請書

令和 年 月 日

道の駅しゃり指定管理者
 (株)斜里工房しづれとこ屋 様

所在地 _____

申請者名 _____

代表者名 _____

電話番号				FAX 番号	
メール	@				
取扱商品					
営業形態	<input type="checkbox"/> 調理営業 食品営業自動車	<input type="checkbox"/> 販売業 食品移動自動車	<input type="checkbox"/> テント	<input type="checkbox"/> その他 ()	
営業許可証	<input type="checkbox"/> 調理営業許可 食品営業自動車	<input type="checkbox"/> 販売業許可 食品移動自動車	<input type="checkbox"/> 臨時営業許可	<input type="checkbox"/> 臨時営業許可 5年	
食品衛生責任者					
加入保険	<input type="checkbox"/> P L 保険	<input type="checkbox"/> 施設賠償保険	<input type="checkbox"/> その他 ()		
領収証	<input type="checkbox"/> 領収証(必要・不要)				
備考	<input type="checkbox"/> 電気(500円/日)				
添付書類	営業許可証・加入保険の写しなど				
道の駅記入欄					

様式第2号

誓 約 書

道の駅しゃり指定管理者
(株)斜里工房しれとこ屋 御中

私は道の駅しゃりへの出店するにあたり、下記の事項を厳守すること
をここに誓約します。

記

1. 道の駅しゃり出店要項の目的・規定を理解、了承しそれに従います。
2. 提供商品や販売上の事故、クレーム、トラブルなどは出店者の自己責任として、
(株)斜里工房しれとこ屋、道の駅しゃりに一切の責任を問いません。

以上

令和 年 月 日

所 在 地 _____

代表者氏名 _____

道の駅しやり出店申込書

令和 年 月 日

道の駅しやり指定管理者

(株)斜里工房しれとこ屋 御中

所 在 地 _____

申請者名称 _____

代表者氏名 _____

出店希望日	出店希望日	事務所記載欄
出店希望日①		
出店希望日②		
出店希望日③		

出店品目一覧

品 目	備 考

※事務局使用欄
